吹 田 市 長	令和 6 年 10 月 10 日 ( 2024 年) あて 住所 京都府京都市東山区三条通東分木町280番地 TUKUYOMI Bldg 株式会社 TUKUYOMI HOLDINGS	
	事業所 代表取締役 山岸 忍	
	電話 ( 075 ) 366 — 5486	
受 付 番 号	06-L-06	
事業の名称	(仮称)吹田市西御旅町 新築工事	
対 象 事 業 区 域	吹田市 西御旅町 4897-1 他5筆	
※注1	住 所 大阪市西区新町一丁目28番11号	
設計 化理者	株式会社ラフト松永康宏 氏 名	
	   電 話 ( ) – (担当者: )	
※注1	住 所	
工事施工者	大 大 大 大 大 大 名 一 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	
	電話()	
事業予定期間	令和 7 年 ( 2025 年) 3 月 末 日 から	
7 X 1 Z M III	令和 8 年 ( 2026 年) 2 月 末 日 まで	
	計画部分 既存部分 合 計	
	対象事業面積 1,408.07 ㎡ ㎡ 1,408.07 ㎡	
	建築面積     740.12 m²     m²     740.12 m²	
事業の規模	延 べ 面 積 3,965.16 m m 3,965.16 m	
	最高の高さ 18.06 <sub>m</sub> m	
	RC 造・一部 造 構 造 ・ 階 数	
	地上 6 階·地下 階	
	区分 ② 新築 □ 増築 □ 改築 □ 新設 □ 増設	
	□ 開発行為事業(目的: □ 建築物の新築又は増改築の事業	
│ 事業の目的・内容 │ □ 工場・事業場 ☑ 住宅・共同住宅( 100 戸) │   事業の目的・内容 │ □ ☆ ☆ ☆ □ □ ★ ※ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	□ 商業施設□ 事務所□ 公共的建築物□ - その他( )	
環境まちづくりの内容	ガイドライン取組事項チェックリストによる	
	<ul><li>・ガイドライン取組事項チェックリスト</li></ul>	
添 付 書 類	・工事関連車輌通行ルート図	
	・その他必要と認める図書第一	

# 環境まちづくりの概要(1)

CSRへの取り組み

私たちは持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けるために、そして企業理念の「一隅を照 らす」の実現に向けて、グループ全体でサステナビリティ活動に取り組んでいます。

事業者の環境方針

また、代表の山岸 忍が生まれ育った故郷でもある、滋賀県「琵琶湖」の水質保全の環境問題に対す る意識の向上を図っております。

故郷からはじまり、日本、そして世界へとさまざまなステークホルダーの皆様からの期待に応え、誠 実に取り組みます。

参照:https://tuku-yomi.co.jp/csr/

当該事業における <mark>吹田市の景観条例・各種条例を遵守し、近隣と協力し、より良い環境まちづくりに貢献できるよう取り</mark> 環境まちづくり方針 組みます。

## 1. 実施率と主な実施内容

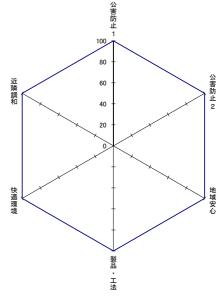
### 1-1. 工事中

実施率 パーセント 実施する・一部実施するの項目数 該当なしを除いた項目数

54

(小数点第2位以下切り捨て)

### -:方針(案)



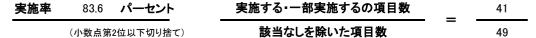
方	公害防止 1	公害防止 2	地域安心	製品・工法	快適環境	近隣調和
	19	17	5	3	5	5
案	19	17	5	3	5	5

# 主な実施内容

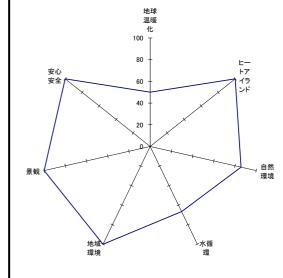
- ・騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
- ・周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。
- 建設工事から生じる産業廃棄物は、適正に処理を行います
- (廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)
- ・仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。

# 環境まちづくりの概要(2)

## 1-2. 施設・設備等



#### 一:方針(案)



	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
	6	2	6	2	13	5	7
:	12	2	7	3	13	5	7

### 主な実施内容

(1)再生可能エネルギー・エネルギー効率の高いシステム・エネルギーを管理するシステムの導入						
導入内容						
特になし						
(2)緑地面積	緑化率	20.2 %	条例基準分 20.0 %以上			

実施内容(緑化率に換算されない緑地(駐車場緑化・ベランダ緑化・花壇など)の面積など) 特になし

| |(3)雨水利用 雨水貯留量 t うち雨水利用量 t

利用目的 【 □植栽水やり □トイレの流し水 □洗車 □その他 【

(4)上記以外の主な実施内容

- ・再配達によるエネルギー消費を減らすため、集合住宅には宅配ボックスを設置します。 ・事業区域の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水浸透施設等を設置します。 (吹田市開発事業の手続等に関する条例)
- ・周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の設置については、住居に隣接しない計画とするなど近隣に配慮した計画とします。
- ・電波障害の発生が想定される範囲を、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。(中高層建築物の日照障害等の指導要領)

# 環境まちづくりの概要(3)

2. その	2. その他(本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。)			

# ●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取組 事項を実施します。

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない 及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
	会学や騒音などの公害を防止します。		
建設構	<b>巻械</b> 「		
1	低公害型建設機械の使用	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	施工者未定。排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用する旨、検討いたします。
2	低燃費型建設機械の使用	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	施工者未定。・低燃費型の建設機械(ハイブリッド式パワーショベルなど)を使用する旨、検討いたします。
3	アイドリングの禁止	□ 実施しない □ 該当なし	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。
4	環境に配慮した運転	□ 実施しない □ 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5	稼動台数の抑制	□ 実施しない □ 該当なし	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6	工事の平準化	□ 実施しない □ 該当なし	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7	機械類の整備点検	☑ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	機械類は適切に整備点検を行います。
工事問	型連車両 関連車両		
8	低公害、低燃費車の使用	□ 実施する ☑ 一部実施する	施工者未定。燃費や排出ガス性能のよい車両を使用する旨、検討いたします。
9	工事関連車両の表示	☑ 実施する □ 一部実施する	工事関連車両であることを車両に表示します。
10	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地 状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設 定するよう努めます。
11	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	☑ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台 数を抑制します。
12	通勤等で利用する車両台数の抑制	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制するよう努めます。
13	土砂の積み降ろし時の配慮	☑ 実施する □ 一部実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の 飛散防止に配慮します。
14	タイヤ洗浄	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行うよう に努めます。

	取組事項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
15	ドラム洗浄時の配慮	□ 実施しない □ 該当なし	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
16	場外待機の禁止	② 実施する □ 一部実施する	工事関連車両を場外に待機させません。
17	クラクションの使用抑制	□ 実施しない □ 該当なし	クラクションの使用は必要最小限にします。
18	アイドリングの禁止	□ 実施しない □ 該当なし	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。 (大阪府生活環境の保全等に関する条例)
19	環境に配慮した運転	□ 実施しない □ 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方法 騒音・	法 振動等		
20	防音シートなどの設置	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	施工者未定。建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置、解体作業時は、仮囲いと防音シートを設置、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、防音対策を行う旨、検討いたします。
21	丁寧な作業	□ 実施しない □ 該当なし	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
22	騒音や振動の少ない工法の採用	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	施工者未定。・杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用する旨、検討いたします。
23	近隣への作業時間帯の配慮	☑ 実施する □ 一部実施する	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
粉じん	・・アスベスト		
24	粉じん飛散防止対策	□ 実施しない □ 該当なし	施工者未定。周辺への粉じん飛散を防止するため、解体・掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行う旨、検討いたします。
25	アスベストの調査など	☑ 実施する □ 一部実施する	建築物などの解体の際は、アスベストの使用の有無を調査するとともに、調査結果を表示した標識を近隣住民の見やすい位置に設置し、市長にも報告します。(大阪府生活環境の保全等に関する条例)
26	アスベスト飛散防止対策	□ 実施しない □ 該当なし	アスベストを含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止対 策を行います。(大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する 条例)
水質汗			
27	濁水や土砂の流出防止	☑ 実施する □ 一部実施する	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
28	塗料などの適正管理及び処分	☑ 実施する □ 一部実施する	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適 正に処分します。
29	土壤汚染対策	☑ 実施する □ 一部実施する	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染 状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について 協議します。

	取組事項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない 及び該当なしの場合は理由を記入してください。)		
30	地盤改良時の配慮	□ 実施しない □ 該当なし	施工者未定。セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工する旨、検討いたします。		
	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	☑ 実施する □ 一部実施する	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。		
悪臭•	廃棄物 				
32	アスファルト溶解時の臭気対策	☑ 実施する □ 一部実施する	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。		
33	現地焼却の禁止	□ 実施しない □ 該当なし	現地では廃棄物などの焼却は行いません。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)		
34	解体時の環境汚染対策	☑ 実施する □ 一部実施する	解体を伴う工事の際は、保管されているPCB使用機器、空調機器などに使用されているフロン類などやその他有害廃棄物の状況を工事実施前に調査し、環境汚染とならないよう適正な処理を行います。		
35	仮設トイレ設置時の臭気対策	☑ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮な どにより臭気対策を行います。		
36	産業廃棄物の適正処理	□ 実施しない □ 該当なし	建設工事から生じる産業廃棄物は、適正に処理を行います。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律)		
地域の					
37	地域との連携における事故の防止	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	施工者未定。近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、 十分な人数の警備員を配置し事故防止に努める旨、検討いたします。		
38	児童などへの交通安全の配慮	□ 実施しない □ 該当なし	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配 慮します。		
39	夜間や休日の防犯対策	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	施工者未定。夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入 らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じる旨、検討いたします。		
40	児童などへの見守り、声かけ	□ 実施しない □ 該当なし	施工者未定。登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組む旨、検討いたします。		
41	地域の防犯活動への参加	□ 実施しない □ 該当なし	施工者未定。近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加する 旨、検討いたします。		
環境に	配慮した製品及び工法を採用します。				
省エネ	省エネルギー				
42	エネルギー消費の抑制	□ 実施しない □ 該当なし	施工者未定。エネルギー効率のよい機器の利用などにより、工事中に 使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制する旨、検討いたしま す。		
省資源	省資源				
43	残土発生の抑制	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	建設発生土は発生した建設現場での土地の造成に再利用するなど、残土の発生を抑制します。		
44	廃棄物の減量	□ 実施しない □ 該当なし	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。		

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない 及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
	環境づくりに貢献します。		
景観			
45	仮囲い設置時の配慮	□ 実施する ☑ 一部実施する	(アイン・ファイン・ (機能性を確保した上で、景観面にも配慮した)
		□ 実施しない □ 該当なし	ます。
		☑ 実施する □ 一部実施する	
46	仮設トイレ設置時の配慮		仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。
		□ 実施しない □ 該当なし	
周辺0	D環境美化 	<u> </u>	
47	田川学時の注稿	☑ 実施する □ 一部実施する	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行いま
47	周辺道路の清掃	□ 実施しない □ 該当なし	す。
48	場内整理	☑ 実施する □ 一部実施する 	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。
		□ 実施しない □ 該当なし	
ヒート	アイランド現象の緩和		
		□ 実施する ☑ 一部実施する	夏期において雨水等の用水が確保できる場合は、周辺道路などに打ち
49	打ち水	□ 実施しない □ 該当なし	水を行います。
サブラ かいしょう しんしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいまま しんしょう かいままれる しんしょう かいまま かいまま しんしょう しんしょう かいまま しんしょう しんしょく しんしん しんしん	 の調和を図ります。		
	説明・苦情対応		
		☑ 実施する □ 一部実施する	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また
50	工事内容の事前説明及び周知		工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせします。また、解体工事を行う場合は、市条例に基づき、事前に工事の概要を表示した標識を
		□ 実施しない □ 該当なし	設置します。(吹田市環境の保全等に関する条例)
	***	☑ 実施する □ 一部実施する	工事に関しての苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情
51	苦情対応	□ 実施しない □ 該当なし	が発生した際には真摯に対応します。
周辺0			
		☑ 実施する □ 一部実施する	
52	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮		工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設で の行事や利用状況に配慮した工事計画にします。
		□ 実施しない □ 該当なし	
		☑ 実施する □ 一部実施する	
53	騒音、振動などの配慮	□ 実施しない □ 該当なし	騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。
周辺の	D事業者との調整		
, iii , iii 0	, テ ハ 日 C V M IE	mate 1. 7	施工者未定。工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、
54	複合的な環境影響の抑制	<sub>□</sub> 実施する ☑ 一部実施する	工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺 地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施
		□ 実施しない □ 該当なし	工者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するよう検討い たします。
_			

#### ●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

		T		
	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)	
地球温	  暖化対策を行います。			
	十阪庁神徳神の理論のではいってきょう	□ 実施する ☑ 一部実施する	<b>建築場の理核料をの点しになりフェーニュー・アナー・・</b>	
55	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築 物環境性能表示制度の活用	ロ 実施しない ロ 該当なし	建築物の環境性能の向上に努めるとともに、大阪府建築物の環境配慮制度や大阪府建築物環境性能表示制度に即する旨検討いたします。	
		### # ### ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##		
56	ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)設計	□ 実施する □ 一部実施する	ZEH-M 設計をすべて満たすことはできないが、消費するエネルギーを減らすように検討いたします。	
		☑ 実施しない □ 該当なし		
	<b>五</b> 比可能与表现 4.	□ 実施する □ 一部実施する	T. H. T. M. T. J.	
57	再生可能エネルギーの活用	☑ 実施しない □ 該当なし	再生可能エネルギーを使用する計画はありません。	
'				
58	エネルギー効率の高いシステムの導入		エネルギー効率の高いシステムを使用する計画はありません。	
'		☑ 実施しない □ 該当なし		
59	エネルギーを管理するシステムの導入	□ 実施する □ 一部実施する	エネルギーマネジメントシステムなどを導入する計画はありません。	
		☑ 実施しない □ 該当なし		
		□ 実施する ☑ 一部実施する	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を 有する設備(空調機器、冷蔵冷凍庫など)を設置する際には、設置後に配	
60	冷媒漏えい(使用時排出)の防止	□ 実施しない □ 該当なし	有する設備(空調機器、冷蔵冷凍庫など)を設直する際には、設直後に配管などからの冷媒の漏えい(使用時排出)が発生しないように検討いたします。	
'				
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	_	採光や通風性の考慮や断熱性能を向上させることで、建築物のエネル ギー負荷を抑制します。	
		□ 実施しない □ 該当なし		
62	長寿命な建築物の施工	☑ 実施する □ 一部実施する	基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。	
02		□ 実施しない □ 該当なし	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		□ 実施する ☑ 一部実施する	ガリー、排引注流企口 マーマ ちエロムじゃかぜがついつ にっと・・・	
63	環境に配慮した製品の採用	□	グリーン購入法適合品、エコマーク商品などの資源循環や環境保全に配 慮した製品を積極的に採用するように検討いたします。	
64	木材(国産材、大阪府内産材)の利用	□ 実施する □ 一部実施する	現状、木材(国産材、大阪府内産材)を採用する箇所はないが、資源循環 や環境保全に配慮するよう検討いたします。	
		☑ 実施しない □ 該当なし		
65	電気自動車用充電設備の設置	□ 実施する □ 一部実施する	電気自動車用の充電設備を設置する計画はありません。	
0.0	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	☑ 実施しない □ 該当なし	ENEL / VIII 国16077 か C (Vo	
		☑ 実施する □ 一部実施する	五記湊に F Z テゥロゼニ 近珠ナ油 シーム は た ハ キー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
66	宅配ボックスの設置	     実施しない □ 該当なし	再配達によるエネルギー消費を減らすため、集合住宅には宅配ボックスを 設置します。	
ا 5 – ا				
r)	・ノー・ハ水にIJいみり。	D =#+7 D ++***		
67	建物屋根面、壁面の高温化抑制	□ 実施する □ 一部実施する ■	高反射率塗料の塗布、再帰性高日射反射率建材の採用などにより、建物 の屋根面、壁面の高温化を抑制する旨検討いたします。	
		□ 実施しない □ 該当なし		
2-	<b>州丰西の京海ル州県</b>	☑ 実施する □ 一部実施する	吹田市開発事業の手続き等に関する条例に定める基準以上の緑化面積	
68	地表面の高温化抑制	□ 実施しない □ 該当なし	の確保などにより、地表面の高温化を抑制します。	
自然環	自然環境を保全し、みどりを確保します。			
		□ 実施する ☑ 一部実施する		
69	動植物の生息や生育への配慮		事前に事業計画地とその周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生 育環境に配慮する旨検討いたします。	
		□ 実施しない □ 該当なし	<b>事性の2.2.ギェレキーマルナーキャサー</b>	
70	地域のシンボルツリーの保全	☑ 実施する □ 一部実施する	地域のシンボルとなっていた大きな樹木は、できるだけ伐採を避け、既存 の植生や地形を活かして設計します。(吹田市開発事業の手続等に関する 条例)	
		□ 実施しない □ 該当なし		
	明左の枝片の伊ク	☑ 実施する □ 一部実施する	既存の植生や地形を改変する場合は、移植などにより既存の植生の保全 共四ストレーと、表もなられて、保管し、特殊などにより既存の植生の保全	
71	既存の植生の保全	□ 実施しない □ 該当なし	を図るとともに、表土は適切に保管し、植栽などに利用します。 (吹田市開発事業の手続等に関する条例)	

	取 組 事 項	実施の有無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及 び該当なしの場合は理由を記入してください。)
72	地域に応じたみどりの創出	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	地域に応じた創意工夫によりみどりを創出し、良好な景観や生物の生息空間の形成に努めます。
73	駐車場緑化	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	駐車場の車路の一部を地被植物で緑化を行う旨検討いたします。
74	屋上緑化など	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	屋上緑化を行う計画はありません。
75	法面緑化	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	開発により法面が生じる計画はありません。
76	植栽樹種の選定	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
水循環	を確保します。		
77	水資源の有効利用	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	雨水を利用する設備の計画はありません。
78	雨水流出を抑制する施設の設置	□ 実施する □ 一部実施する	事業区域の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水浸透施設等を設置します。(吹田市開発事業の手続等に関する条例)
79	雨水浸透への配慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	オープンスペース、駐車場などについては雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装などを採用する旨検討いたします。
地域の	生活環境を保全します。		
大気・	騒音·振動等		
80	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、壁などの 遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を 行う旨検討いたします。
81	住宅における防音サッシ等の設置	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	近くに幹線道路や鉄道があり入居者に騒音の影響が考えられる場合には、あらかじめ窓などに防音サッシ等を設置する旨検討いたします。
82	駐車場の配置計画時の配慮	□ 実施する □ 一部実施する	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の設置に ついては、住居に隣接しない計画とするなど近隣に配慮した計画とします。
83	近隣への悪臭及び騒音の配慮	□ 実施する □ 一部実施する	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃 棄物置場の構造などに配慮します。
84	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	ポイラー、タービン、エンジンなどの機器を設置する場合は、低 NOx 型機器を採用する等の排出ガス対策を行う旨検討いたします。
85	屋外照明や広告照明設置時の配慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制する 旨検討いたします。
86	建築資材による光の影響の考慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	建築資材(ガラス、太陽光パネルなど)による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。
87	環境に配慮した塗料の使用	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物(VOC)の含有率が低いものを使用する盲検討いたします。
88	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	周辺に教育施設、福祉施設や医療施設がある場合は、騒音、振動、通風、探光などに特段の配慮をします。

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
中高層	産建築物(高さ10メートルを超える建築物)		
89	日照障害対策	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域(商業と工業地域を除く)を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。 (中高層建築物の日照障害等の指導要領)
90	電波障害の事前把握及び近隣説明	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	電波障害の発生が想定される範囲を、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。 (中高層建築物の日照障害等の指導要領)
91	電波障害発生時の改善対策	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	電波障害が生じた場合は、改善対策を行います。 (中高層建築物の日照障害等の指導要領)
92	プライバシーの配慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講 じるよう努めます。
書組ま	さづくりに貢献します。		
	地域への調和	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重 し、地域に調和したものとなるよう配慮する旨検討いたします。 (吹田市景観まちづくり条例及び景観法)
94	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画 及び設計	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の基本目標と基本方針及び景域別景観まちづくり方針に基づいた計画と設計を行います。 (吹田市景観まちづくり条例及び景観法)
95	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。 (吹田市景観まちづくり条例及び景観法)
96	重点地区指定に向けた協議	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	計画区域や建設敷地がおおむね1haを超えない計画です。
97	景観形成基準の遵守	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。 (吹田市景観まちづくり条例及び景観法)
98	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	屋外広告物に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。 (吹田市屋外広告物条例及び屋外広告物法)
安心多	全のまちづくりに貢献します。		
99	歩行者が安全に通行できる工夫	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	周辺状況に応じ、計画地内において、歩行者が安全に通行できる工夫をします。
100	災害に対する建築物・工作物の強靭性を高める 取組	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	耐震性能、防火性能の向上等、災害に対する建築物・工作物の強靭性を 高める取組を行います。
101	災害時の自立性を維持する取組	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	災害時の自立性を維持する取組を検討いたします。
102	災害時に備えた地域等との連携に関わる取組	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	災害時に備えた地域等との連携に関わる取組を検討いたします。
103	災害時の避難や救助等の応急対応に関する取 組	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	避難場所として活用可能な空間の整備等、避難や救助等の 応急対応に関する取組を検討いたします。
104	犯罪を発生させない都市(まち)づくりに関する取 組	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	防犯カメラの設置等、犯罪を発生させない都市(まち)づくりに関する取組を 検討いたします。
105	犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組を検討いたします。